

大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険の保険料、督促手数料及び延滞金（以下「保険料等」という。）の納付方法を口座振替・自動払込とした場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(保険料等の納付方法)

第2条 保険料等の納付は、納付義務者の利便性及び安全性の向上並びにペーパレス化による省資源化及び経費削減をめざすものとして、口座振替・自動払込の方法を基本とする。ただし、口座振替・自動払込の方法によることができない場合は、納付書による納付又はその他の方法によることとする。

(対象保険料)

第3条 口座振替・自動払込の対象となる保険料は、現年度分及び滞納繰越分とする。

(対象者)

第4条 口座振替・自動払込の対象となる者は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の預貯金口座を指定し、当該取扱金融機関の承諾を得た納付義務者（以下「対象者」という。）とする。

(取扱店)

第5条 前条の規定に定める取扱金融機関のうち、納付義務者が指定した一店舗（以下「取扱店」という。）とする。

(指定口座)

第6条 納付義務者が指定できる預貯金種目は、普通預金、当座預金及び通常貯金とし、原則として納付義務者名義の一口座とする。

ただし、納付義務者と同一家族で預貯金者の了承を得ている場合は取扱うことができる。

(申込手続)

第7条 口座振替・自動払込納付を希望する納付義務者は、取扱店、区役所又は船場法人市税事務所に大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（金融機関提出用）（第16号様式の3）（以下「振替依頼書」という。）及び大阪市徴収金納付書送付依頼書・自動払込受付通知書兼廃止届書（第16号様式の4）（以下「送付依頼書」という。）、又は大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用金融機関提出用）（第15号様式の3）（以下「封入用依頼書」という。）及び大阪市国民健康保険料口座振替納付届・自動払込受付通知書（封入用）（第15号様式の4）（以下「封入用納付届」という。）を提出しなければならない。

ただし、口座振替等の利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し完了させるサービス（以下「Web口座振替受付サービス」という。）を利用する場合は、Web口座振替受付サービス利用対象の取扱金融機関（以下「Web受付利用対象金融機関」という。）あてに申し込みなければならない。

- 2 納付義務者の住所地の区役所（以下「住所地区役所」という。）は、納付義務者がマルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替・自動払込受付サービス（以下「ペイジー」という。）の利用を希望したときは、納付義務者から提出された振替依頼書にペイジー受付端末機から出力された帳票を添付のうえ保管し、ペイジーの利用を希望しないときは、納付義務者から提出された振替依頼書、封入用依頼書及び送付依頼書、封入用納付書は、当該取扱店又は取扱金融機関（取りまとめ店）へ回付する。
- 3 取扱店又は取りまとめ店は、振替依頼書、封入用依頼書を承諾したときは、送付依頼書、封入用納付届の所定欄に承認印を押印とともに、所定の金融機関コード番号（全国銀行協会の統一金融機関番号及び統一店番号）を記入し、区役所又は船場法人市税事務所へ送付しなければならない。
- 4 Web受付利用対象金融機関は、本条第1項の規定によりWeb口座振替受付サービスによって申込み手続きがあったものに対し、承諾した場合は口座情報及び受付結果等の引継情報を大阪市に送信しなければならない。
- 5 住所地区役所は、送付依頼書、封入用納付届（取扱店又は取りまとめ店の承認・受付印のあるもの）の提出のあった納付義務者に対して、国民健康保険料口座振替・自動払込お取扱い開始（口座変更）のお知らせ（第3号様式）（以下「開始変更通知書」という。）により口座振替・自動払込納付の開始を通知する。

(変更手続)

第8条 対象者が取扱店を変更しようとするときは、新規の取扱店、区役所又は船場法人市税事務所に振替依頼書及び送付依頼書又は封入用依頼書及び封入用納付届を提出するか、Web口座振替受付サービスを利用し変更後の利用対象金融機関に申し込まなければならない。

また、指定口座を変更するときも同様とする。

- 2 支店の統廃合など取扱金融機関の都合により、対象者の指定口座等が変更となるときは、国民健康保険料口座振替変更届（第4号様式、以下「変更届」という。）もしくは、変更の内容を記録した本市が指定する電子媒体を福祉局あて提出しなければならない。
- 3 住所地区役所は、本条第1項の規定により口座を変更したときは、対象者に対して、開始変更通知書により口座振替・自動払込納付口座の変更を通知する。
- 4 住所地区役所は、対象者が区間異動等の理由により被保険者証番号等が変更となったときは、被保険者の継続の意思を確認のうえ大阪市国民健康保険料被保険者証番号等変更通知書（第5号様式）を取扱店または取りまとめ店へ振替日を含め3営業日以前に到着するよう送付する。

(停止手続)

第9条 対象者が口座振替・自動払込納付をやめようとするときは、振替依頼書及び送付依頼書を取扱店、区役所又は船場法人市税事務所に届け出なければならない。

- 2 取扱店が口座振替・自動払込契約を解除しようとするときは、対象者及び住所地区役所にその旨を通知しなければならない。

(請求手続)

第10条 送付依頼書及び封入用納付届（取扱店又は取りまとめ店の承認のあるもの）の提出のあった対象者に対しての国民健康保険料納付書（第7号様式、以下「納付書」という。）は、大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込納付書（振替請求データ）送付書兼請求書（第8号様式、以下「送付書」という。）及び国民健康保険料口座振替・自動払込被保険者店舗別一覧表（第9号様式、以下「店舗別一覧表」という。）を添えて振替日を含め5営業日以前に取扱金融機関（取りまとめ店）あてに交付し、大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込納付書（振替請求データ）受領書兼集計表（第10号様式、以下「受領書集計表」という。）に当該取扱金融機関の受領印を受ける。

2 コンピューターの通信回線を利用してデータ伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により口座振替・自動払込納付を行う取扱金融機関については、福祉局から振替に必要なデータを、振替日を含む4営業日以前に取りまとめ店あてに伝送する。

（振替日）

第11条 振替日は、毎月末日とする。ただし、5月分保険料等については、25日とする。

また、当日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。なお、12月分保険料等については、翌年の第1営業日とする。

（振替納付手続）

第12条 納付書により口座振替納付を行う取扱金融機関は次の事務処理を行わなければならない。

- (1) 取りまとめ店は、第10条第1項の規定により交付を受けた納付書、送付書及び受領書集計表を、店舗別一覧表により取扱店別に仕分けし、当該取扱店に送付する。
- (2) 取扱店は、振替日に指定口座から納付書に記載されている金額を引き落とし、受領書集計表を添えて取りまとめ店に送付する。この場合、預貯金不足等の理由により振替日に振替不可能となった納付書については、その理由を付して取りまとめ店に送付する。
- (3) 取りまとめ店は、取扱店から送付を受けた収入報告書を窓口収入分と同様の公金収納取扱いで処理する。また、各取扱店の受領書集計表を集計して金融機関分の受領書集計表を作成し、振替不可能分納付書を添えて速やかに福祉局へ一括して返送する。

2 データ伝送方式により口座振替・自動払込納付を行う取扱金融機関は、次の事務処理を行わなければならない。

- (1) 取りまとめ店は、第10条第3項の規定により伝送されたデータにより振替日に対象者の指定口座から請求金額を引き落とし、大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込済報告書（データ伝送分）（第12号様式、以下「振替済報告書」という。）を作成し、窓口収入分と同様の公金収納取扱いの処理を行う。
- (2) 取りまとめ店は、振替処理した結果をデータ伝送方式により振替日を含め3営業日目までに福祉局へ伝送する。

(データ伝送方式の仕様)

第 13 条 データ伝送方式の各仕様及び記録内容は別途定める。

(振替保留手続)

第 14 条 取扱金融機関へ納付書を送付した後、又は請求データ等の作成後、振替日までの間に保険料等を収納又は更正等のため、請求の取消、保留をする場合、住所地区役所は大阪市国民健康保険料口座振替（自動払込）保留依頼書（第 14 号様式、以下「保留依頼書」という。）を取りまとめ店へ振替日を含め 3 営業日以前に到着するよう送付する。

ただし、これに間に合わない場合は電話で依頼し、後日保留依頼書を送付する。

(その他)

第 15 条 その他この要綱に定める以外の事項に係るものについては、大阪市公金取扱金融機関事務取扱規程による。

附則

この要綱は昭和 60 年 12 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

ただし、郵便局における振替納付手続処理については平成 9 年 10 月分保険料からとする。

附則

この要綱は平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、振替納付手続処理については平成 11 年 4 月分保険料からとする。

附則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この要綱（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱第1号様式、第1号様式の2、第1号様式の3、第1号様式の4、第1号様式の5、第6号様式の1、第6号様式の2及び第6号様式の3による用紙は、この要綱による改正後の大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附則

- 1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱の規定は、平成 26 年 4 月期分以後の保険料について適用し、平成 26 年 3 月期分以前の保険料については、なお従前の例による。

附則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際に現に存するこの要綱による改正前の大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱第 5 号様式、第12号様式、第14号様式、第15号様式の 1 、第15号様式の 2 、第15号様式の 3 、第15号様式の 4 、第15号様式の 5 、第16号様式の 2 による用紙は、この要綱による改正後の大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

口座振替（自動払込）関係帳票

第1号様式・・・・削除
第1号様式の2・・・削除
第1号様式の3・・・削除
第1号様式の4・・・削除
第1号様式の5・・・削除
第3号様式・・・・国民健康保険料口座振替・自動払込お取扱い開始（口座変更）の
お知らせ
第4号様式・・・・国民健康保険料口座振替変更届
第5号様式・・・・大阪市国民健康保険料被保険者証番号等変更通知書
第6号様式の1・・・削除
第6号様式の2・・・削除
第6号様式の3・・・削除
第7号様式・・・・国民健康保険料納付書
第8号様式・・・・大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込納付書（振替請求データ）送付書兼振替請求書
第9号様式・・・・国民健康保険料口座振替・自動払込被保険者店舗別一覧表
第10号様式・・・・大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込納付書（振替請求データ）受領書兼集計表
第11号様式・・・・削除
第12号様式・・・・大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込済報告書（データ伝送分）
第13号様式・・・・削除
第14号様式・・・・大阪市国民健康保険料口座振替（自動払込）保留依頼書
第15号様式の1・・大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用記載例）
第15号様式の2・・大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用記載例裏面）
第15号様式の3・・大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用金融機関提出用）
第15号様式の4・・大阪市国民健康保険料口座振替納付届・自動払込受付通知書（封入用）

第 15 号様式の 5 · · 大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用被保険者保管用）

第 16 号様式の 1 · · 大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（記載例）

第 16 号様式の 2 · · 大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（記載例裏面）

第 16 号様式の 3 · · 大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（金融機関提出用）

第 16 号様式の 4 · · 大阪市徴収金納付書送付依頼書・自動払込受付通知書兼廃止届書

第 16 号様式の 5 · · 大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（被保険者保管用）

第5号様式・・・・・大阪市国民健康保険料被保険者証番号等変更通知書

年 月 日

(取扱金融機関)
(支店)

大阪市国民健康保険料被保険者証番号等変更通知書(区間異動用)

御中

下記被保険者の被保険者番号が、大阪市内の転居により変更となりましたので通知します。

区役所

窓口サービス課
(担当:)

新		旧	
納付義務者(世帯主)	被保険者証記号番号(記号)	住所	被保険者証記号番号(記号)
預金種目	預金番号	被保険者証記号番号(番号)	住所
阪国		大阪市	阪国
1普通 2当座	
阪国		大阪市	阪国
1普通 2当座	
阪国		大阪市	阪国
1普通 2当座	
阪国		大阪市	阪国
1普通 2当座	
阪国		大阪市	阪国
1普通 2当座	

※本票は大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込申込書の修正等にご利用ください。

(保管用)

第 12 号様式・・・・・・大阪市国民健康保険料口座振替・自動払込済報告書（データ伝送分）

<p style="text-align: right;">分類 30 大阪市</p> <p>大阪市国民健康保険料 口座振替（自動払込）済報告書（データ伝送分）</p> <p>年　月　日　収納分</p> <p>年度　国民健康保険事業会計　国民健康保険料</p> <table border="1"><tr><td>フォーマット</td><td>システム</td><td>分類</td><td>区分</td></tr><tr><td>90</td><td>02</td><td>30</td><td>04</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>会計</td><td>部</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td></tr><tr><td>04</td><td>0</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>発行コード</td><td>予算主管コード</td></tr><tr><td>17 05 08</td><td>1705</td></tr></table> <table border="1"><tr><td rowspan="2">大阪市会計管理者</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>件</td><td>円</td></tr></table> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>大阪市公金収納取扱金融機関 _____ 印</p> <p>整理番号 _____ (取りまとめ店控)</p>	フォーマット	システム	分類	区分	90	02	30	04	会計	部	款	項	目	節	04	0	01	01	01	01	発行コード	予算主管コード	17 05 08	1705	大阪市会計管理者	件数	金額	件	円	<p style="text-align: right;">分類 30 大阪市</p> <p>大阪市国民健康保険料 口座振替（自動払込）済報告書（データ伝送分）</p> <p>年　月　日　収納分</p> <p>年度　国民健康保険事業会計　国民健康保険料</p> <table border="1"><tr><td>フォーマット</td><td>システム</td><td>分類</td><td>区分</td></tr><tr><td>90</td><td>02</td><td>30</td><td>04</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>会計</td><td>部</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td>節</td></tr><tr><td>04</td><td>0</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td><td>01</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>発行コード</td><td>予算主管コード</td></tr><tr><td>17 05 08</td><td>1705</td></tr></table> <table border="1"><tr><td rowspan="2">大阪市会計管理者</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>件</td><td>円</td></tr></table> <p>上記のとおり収納しました。</p> <p>大阪市公金収納取扱金融機関 _____ 印</p> <p>整理番号 _____ (取りまとめ店→大阪市指定金融機関→大阪市)</p>	フォーマット	システム	分類	区分	90	02	30	04	会計	部	款	項	目	節	04	0	01	01	01	01	発行コード	予算主管コード	17 05 08	1705	大阪市会計管理者	件数	金額	件	円
フォーマット	システム	分類	区分																																																								
90	02	30	04																																																								
会計	部	款	項	目	節																																																						
04	0	01	01	01	01																																																						
発行コード	予算主管コード																																																										
17 05 08	1705																																																										
大阪市会計管理者	件数	金額																																																									
	件	円																																																									
フォーマット	システム	分類	区分																																																								
90	02	30	04																																																								
会計	部	款	項	目	節																																																						
04	0	01	01	01	01																																																						
発行コード	予算主管コード																																																										
17 05 08	1705																																																										
大阪市会計管理者	件数	金額																																																									
	件	円																																																									

大阪市国民健康保険料口座振替(自動払込)保留依頼書

年 月 日

(金融機関) (取りまとめ店)

御中

区コード

[]

区役所窓口サービス課

(担当者)

下記被保険者の今回口座振替(自動払込)は、引き落としせずに保留してください。

(振替日 年 月 日)

No.	被保険者証番号	口座名義人	支 店 コード	預金 種別	口座番号	保険料額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

第15号様式の1・大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用記載例）

記入例 (黒ボールペンで、はっきり記入してください。)

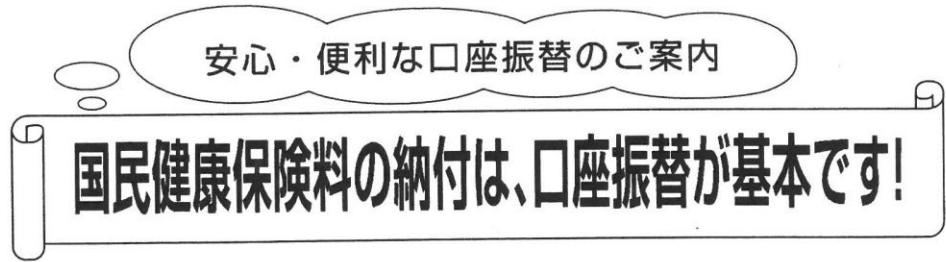
大阪市 国民健康保険料口座振替依頼書 自動払込利用申込書(被保険者保管用)④										
申込年月日 ○年○月○日										
被保険者証 の記号・番 号、住所、 氏名を記入 してください。	被保険者証 記号・番号	阪国 北	番号	1	2	3	4	5	6	
				★★★	★★★					
納付 義務者 (世帯 主)	住所	大阪市 北区 中之島1-3-20								
	郵便番号	530	-	820	1	電話番号	0000-0000	印かん		
金融機関へ お届けの内 容をご確認 のうえ、記 入してくだ さい。	フリガナ	コクホ タロウ								
	氏名	国保 太郎								
私(預貯金者)は、大阪市から納付義務者名義の国民健康保険料納付書等が発行(店)に送付されたと きは、口座振替・自動払込により納付したいので、私に通知することなく次の指定預貯金口座から 前項納付書等に記載の金額を払い出して納付してください。										
指定預貯金口座・振替(払込)指定日 ※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。										
預貯 金者	住所	大阪市北区中之島1-3-20								
	フリガナ	コクホ タロウ								
預貯 金	氏名	国保 太郎								
	ゆうちょ 銀 行 以 外 の 金 融 機 関	○	○	(銀行)(預金) (信託)(販賣)	○	○	(支店) (出張所)			
預貯 金 口 座	預貯金 種 目	① 普通	口 座 番 号	7654321						
	ゆうちょ 銀 行	② 当座	通帳記号	07654321						
預貯金口座番号 166 28 12340 の 07654321										
振込(払込)指定日 各月末(5月のみ25日)(当山が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日、また12月開設保険料については、翌年の春 営業日)										
記(ゆうちょ銀行は除く)										
1. 預貯金の払戻手数料については、当座勘定または預貯金口座の規定にからむず、預貯金口座名義人が行うべき当座小切手の払戻または預貯金通帳および仮払込請求の提出などいたしませんから、銀行(店)の規定の方法で処理してください。 2. 指定預貯金口座の宛先が、振替指定日において預貯金の金額に満たないときは、その旨方に通知することなく、ただちに前款を返却されても異議はありません。 3. 口座振替は、當時残高小足等により、銀行(店)または大阪市が必要と認めた場合には解約されても異議はありません。 4. この口座振替を解約する場合には、当方から銀行(店)並びに被保険者へ連絡を取らせてください。 5. この取扱について、万一誤謬が生じても責任(店)を負いません。										
払込先口座番号 00900-5-960001 払込先加入者名 大阪市会計管理者 取扱店口附印 (被保険者)										

注意事項

- ◆印かんは、金融機関への届出印で、3枚すべてに鮮明に押印してください。
- ◆預貯金種目のところは、○印をしてください。
- ◆記載された内容に誤りがある場合は、その部分に二重線を引き、訂正印を押し、その上に正しい事項を記入してください。(3枚とも)

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へ、おたずねください。

第 15 号様式の 2 · · 大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用記載例裏面）



☆口座振替をご利用いただきますと、納期限に保険料が口座から自動的に引き落とされ、金融機関等に払い込みに行っていただく必要がなくなり安心で便利です。

手続きは大変簡単です！

- ① 記入例を参考に、被保険者保管用の用紙（複写式）に必要事項を記入してください。
- ② 通帳使用印を押印（1～3枚目）してください。
- ③ 被保険者保管用（1枚目）の用紙をはがすと、封書部分に「のり」がついていますので、2つに折って貼りつけてください。
- ④ あとは郵便ポストに入れるだけ！
※他に、口座のある金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）や区役所窓口でも受付できます。
ゆうちょ銀行（郵便局）窓口では受付できません。

この依頼書でお申込みができる金融機関	①全国の、みずほ銀行・りそな銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行 ②大阪市内で取り扱う金融機関 ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫など ③大阪府内で取り扱う金融機関 「大阪市公金収納取扱店」の看板のある金融機関 ④ゆうちょ銀行（郵便局）
振替日	☆毎月末日です。（5月のみ25日） 振替日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日となります。 (12月期分保険料については、翌年1月の第1営業日になります。)
振替の開始の確認	☆お申込み手続きが完了しましたら、区役所から「口座振替・自動払込お取扱い開始のお知らせ」をお送りいたしますので、そこに記載されている開始年月から振替が開始されます。
引き落としの確認	☆口座から引き落とした国民健康保険料の領収証書は発行いたしませんので、預貯金通帳への記帳により毎回の引き落としの確認をしていただこととなります。
わからない事がある場合	☆お住まいの区の区役所保険年金業務担当までおたずねください。

☆なお、区役所ではキャッシュカードをお持ちいただければ、その場でお手続きが完了します。
お問い合わせ、ご相談は、お住まいの区の区役所（保険年金業務担当）までお願いします。

第 15 号様式の 3 · · 大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（封入用金融機関提出用）

大阪市 国民健康保険料口座振替依頼書
自動払込利用申込書(収)

取扱金融機関 御中

申込年月日 年 月 日

納付義務者(世帯主)	被保険者証記号・番号	記号	阪国	番号						★★★ ★★★
	大阪市 区									
	所	郵便番号	□□□	一	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□	印かん
	フリガナ									
氏名										

私(預貯金者)は、大阪市から納付義務者名義の国民健康保険料納付書等が貰行(店)に送付されたときは、口座振替・自動払込により納付したいので、私に通知することなく次の指定預貯金口座から前記納付書等に記載の金額を払い出して納付してください。

指定預貯金口座・振替(払込)指定日

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

預貯金者	住 所													
	フリガナ											届出印		
	氏 名													
預貯金以外の金融機関	ゆうちょ銀行	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 労金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協										支店		
	預貯金種目	① 普通	口座番号	<input type="checkbox"/>										
	種目コード	② 当座	通帳記号	<input type="checkbox"/>										
口座	ゆうちょ銀行	種別コード	166	28	1	0	の	<input type="checkbox"/>						
	振込(払込)指定日	各月末日(5月のみ25日)(当方が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日。また12月期分保険料については、翌年の第一営業日)												

記(ゆうちょ銀行は除く)

- 預貯金の払出手続きについては、当座勘定または普通預貯金の規定にからわず、預貯金口座名義人が行うべき当座小切手の提出または預貯金通帳および払戻請求書の提出などいたしませんから、貰行(店)の所定の方法で処理してください。
- 指定預貯金口座の残高が、振替指定日において納付金の金額に満たないときには、その旨当方に通知することなく、ただちに前付書を返却されても異議はありません。
- 口座振替は、常時残高不足等により、貰行(店)または大阪市が必要と認めた場合には解約されても異議はありません。
- この口座振替を解約する場合には、当方から貰行(店)並びに役所へ連絡します。
- この取扱について、万一紛議が生じても貰行(店)の責によるものを除き迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
※口座振替・自動払込の取扱いはゆうちょ銀行を含む大阪市公金収納
取扱金融機関に限ります。
※お巾込み手続きが済みましたら口座振替・自動払込の手続き完了のお知らせを送付いたします。

金融機関確認欄(ゆうちょ銀行は除く)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------

払込先口座番号
00900-5-960001
払込先加入者名
大阪市会計管理者
取扱店日附印

(金融機関提出用)

印かんを押印してください。(3枚とも押印個所があります。)

第15号様式の4 · · · · 大阪市国民健康保険料口座振替納付届・自動払込受付通知書
(封入用)

大阪市 国民健康保険料口座振替納付届
自動払込受付通知書(収) No.

(あて先) 大阪市長		申込年月日	年	月	日	
被保険者証記号・番号	記号	阪国番号				町コード
納付義務者(世帯主)	大阪市 区					
	郵便番号	郵便番号	電話番号	印かん		
	フリガナ	氏名				

印かんを押印してください。(3枚とも押印個所があります。)

預貯金者	住 所					届出印
	フリガナ					
預貯金者	氏 名					
預貯金者	ゆうちょ銀行以外の金融機関	預貯金種目	(1) 普通 (2) 当座	口座番号	支店番号	出張所
口座	ゆうちょ銀行	種口コード	種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰で記入)	
	(9900)	166	28	1 0	の	
振込(払込)指定日 各月末日(5月のみ25日)(当日在金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日。また12月割分保険料については、翌年の第一営業日)						

(区役所提出用)

2. 金融機関確認欄(ゆうちょ銀行は除く)

(所在地)	印
(名 称)	印
金融機関コード	支店コード

払込先口座番号 00900-5-960001
払込先加入者名
大阪市会計管理者
取扱店日附印

3. 区処理欄

受付印	開始年月	備 考
	年 から 月	

↑切り取らないでください。

第15号様式の5 · · · · 大阪市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書
(封入用被保険者保管用)

大阪市 国民健康保険料口座振替依頼書
自動払込利用申込書(被保険者保管用)④

納付義務者(世帯主)	被保険者証記号	記号	阪国番号	番号	申込年月日	年	月	日	★★★ ★★★
	大阪市 区								
	所	郵便番号	□□□	一	□□□	□□□	□□□	□□□	印かん
	フリガナ	氏名							

私の預貯金者は、大阪市から納付義務者名義の国民健康保険料納付書等が貰行(店)に送付されたときは、口座振替・自動払込により納付したいので、私に通知することなく次の指定預貯金口座から前記納付書等に記載の金額を払い出して納付してください。

指定預貯金口座・振替(払込)指定日
※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

預貯金者	住所	届出印		
	フリガナ			
	氏名			
預貯金以外の金融機関	ゆうちょ銀行	銀行(信金)(労金) (信組)(農協)	支店 山張所	
	預貯金種目	①普通 ②当座	口座番号	
口座	ゆうちょ銀行	種口コード種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰で記入)
	166	28	1 0	の

振込(払込)指定日 各月末日(5月のみ25日)(当方が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日。また12月割引保険料については、翌年の第一営業日)

記(ゆうちょ銀行は除く)

1. 預貯金の払戻手続きについては、当座勘定または普通預貯金の規定にからわず、預貯金口座名義人が行うべき当座小切手の振出または預貯金通帳および仮取扱書の提出などいたしませんから、貰行(店)の規定の方法で処理してください。
2. 指定預貯金口座の残高が、振替指定日において納付金の金額に満たないときには、その旨当方に通知することなく、ただちに納付書を返却されても異議はありません。
3. 口座振替は、常時残高不足により、貰行(店)または大阪市が必要と認めた場合には解約されても異議はありません。
4. この口座振替を解約する場合には、当方から貰行(店)並びに役場へ連絡します。
5. この取扱について、万一紛糾が生じても貰行(店)の責によるものを除き迷惑をかけません。

払込先口座番号
00900-5-960001
払込先加入者名
大阪市会計管理者
取扱店日附印

印かんを押印してください。(3枚とも押印個所があります)

(被保険者保管用)

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
※口座振替・自動払込の取扱いはゆうちょ銀行を含む大阪市公金取扱金融機関に限ります。
※お申込み手続きが済みましたら!口座振替・自動払込の手続き完了のお知らせを送付いたします。

※ゆうちょ銀行口座をご利用の際は、ゆうちょ銀行(郵便局)
窓口にて直接申し込みはせず、必ずポストに投函してください。

第 16 号様式の 2 · · · · 大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書(記載例裏面)

大阪市徴収金の納付は、
口座振替・自動払込を
ぜひご利用ください。
安全・確実・便利です。

○省資源化・経費削減にもつながりますので、ご協力をお願いします。

ご利用いただける種

あわせてお申込みができます。

市 稅

- ◇ 個人市・府民税(普通徴収)
- ◇ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)
- ◇ 固定資産税(償却資産)

国民健康保険料

後期高齢者医療保険料

介護保険料

【お申込み方法等】

大阪市徴収金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印の上、取扱金融機関または各徴収金担当の窓口にご提出ください。

※ 申込内容について、徴収金ごとにお問い合わせさせていただく場合があります。

※ 記載内容に不備があった場合等は、振替開始期・月が遅れる場合があります。

【取扱金融機関】

取扱金融機関	
みずほ銀行	
三菱東京UFJ銀行	全国の店舗
三井住友銀行	
りそな銀行	
ゆうちょ銀行・郵便局	
上記以外の金融機関(※)	大阪府下のほとんどの店舗 (ただし、大阪市公金収納取扱店に限ります。また、インターネット専業銀行は除きます。)

(※) 具体的な金融機関名は、大阪市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

大阪市公金収納取扱金融機関

検索

【取扱徴収金と振替(払込)日】

取扱徴収金	振替(払込)日(※1)			
①市税(※2)	第1期	第2期	第3期	第4期
個人市・府民税(普通徴収)	本年6月末日	本年8月末日	本年10月末日	翌年1月末日
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)	本年4月末日	本年7月末日	本年12月25日	翌年2月末日
固定資産税(償却資産)				
②国民健康保険料	4・5月を除く各月末日			
③後期高齢者医療保険料	4～6月を除く各月末日			
④介護保険料	各月末日			

(※1) 当日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日になります。

(※2) 市税を1年分まとめて納付される方は最初の納期限の日になります。

大 阪 市

1枚目